社会福祉法人豊延会　イシノ療護園相談支援事業所
（指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業）
利用契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人豊延会（以下「事業者」という。）は、利用者がイシノ療護園相談支援事業所から提供される指定特定相談支援サービス又は、指定障害児相談支サービスを利用することについて、次のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）
　本契約は、事業者と利用者が協議の上、事業者は利用者の有する能力、その置かれている環境及び障がいの特性を考慮して、自立した日常生活または社会生活を営むことが出来る様、事業者が利用者に対して必要な指定特定相談支援サービス又は、指定障害児相談支サービスを適切に提供することを目的として定めます。

第2条（事業者の名称及び所在地）
　設置者の名称及び所在地は次のものとする。
1. 名　称　社会福祉法人　豊延会
2. 所在地　群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸 1070

第3条（利用する相談支援サービス）
☑印が利用する相談支援サービス
☐指定特定相談支援サービス　　☐指定障害児相談支援サービス

第4条（契約期間）
　本契約の契約期間は、契約締結日の令和＿＿年＿＿月＿＿日から、障害福祉サービス受給者証に記されている計画相談支援給付費又は、通所受給者証に記されている障害児相談支援給付費の支給期間の終了日までとします。ただし、契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書または口頭による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第5条（サービス等利用計画の作成）
1. 事業者は、相談支援専門員にサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
2. 相談支援専門員は、利用者の来所や居宅への訪問により、利用者及びその家族に面接し、利用者及び家族の置かれている状況、利用者が希望する生活、解決すべき課題等を把握します。
3. 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容を適正に利用者又はその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとします。
4. 相談支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び障害者（児）の保護者（以下「利用者等」という。）の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
5. 相談支援専門員は、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載したサービス等利用計画の原案を作成します。
6. 相談支援専門員は、前項で作成したサービス等利用計画の原案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画書の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

第6条（サービス等利用計画作成後の便宜の供与）
　事業者は、サービス等利用計画作成後において、次の各号に定める指定特定相談支援サービ

ス又は、指定障害児相談支援サービスを提供するものとします。
1. 利用者及びその家族等と定期的に連絡を取り、経過を把握します。
2. サービス等利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。
3. 福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス等利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。
4. 上限管理対象となっている利用者に関しては、指定障害者福祉サービス等の利用者負担額合計額を毎月算定し、利用者等及び当該障害者福祉サービス等を提供した事業者等に通知します。

第7条(サービス等利用計画の変更)

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

第8条(障害者支援施設への紹介)

事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合または利用者が指定障害者支援施設等への入所を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとします。

第9条(利用者負担額及び実費負担額)

1. 事業者の提供する指定相談支援事業に関する利用料金については、事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス料金に相当する給付を受領するため、利用者の自己負担はありません。
2. 通常の事業実施地域以外の地域を訪問して特定相談支援サービス及び、指定障害児相談支援サービスを行う場合は、交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。
3. 前項2の実費負担額は、1ヶ月ごとに計算し、翌月の10日頃に請求いたしますので、利用者はこれを翌月25日までに支払います。※負担額については別紙参照。

第10条(事業者の基本的義務)

1. 利用者が有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことが出来る様、必要な指定特定相談支援サービス又は、指定障害児相談支援サービスを適切に行います。
2. 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、指定特定相談支援サービス又は、指定障害児相談支援サービスを提供します。

第11条(事業者の具体的義務)

1. 安全配慮義務

事業者は、指定特定相談支援サービス又は、指定障害児相談支援サービスの提供にあたって、利用者の生命・身体・財産の安全・確保に配慮します。

2. 説明義務

事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。

3. 守秘義務

事業者及び相談支援専門員は、本契約による指定特定相談支援サービス又は、指定障害児相談
支援サービスを提供するに当たって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き、第三者に開示することはありません。

4. 記録保存整備義務

事業者は、指定特定相談支援サービス又は、指定障害児相談支援サービスの提供に関する記録
を整備し、提供日から5年間保存します。利用者は、この記録の開示を求めることが出来ます。

第12条(事故と損害賠償)

1. 事業者は、指定特定相談支援サービス又は、指定障害児相談支援サービスの提供によって、

事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。
2. 事業者は、指定特定相談支援サービス又は、指定障害児相談支援サービスを提供するに当たって、事業者の責任と認められる事由によって、利用者に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第13条(契約の終了事由)

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。
1. 利用者が死亡した場合。
2. 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
3. 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
4. 第11条から第13条に基づき、本契約が解約又は解除された場合。
5. 第 4 条の契約期間が満了した場合。(但し満了前に契約の更新手続きがとられた場合は除く)

第14条(利用者からの中途解約)

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することが出来ます。この場合には、利用者は契約終了を希望する10日前までに事業者に通知するものとします。
但し、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することが出来ます。

第15条(利用者からの契約解除)

利用者は、事業者もしくは相談支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することが出来ます。
1. 事業者もしくは相談支援専門員が正当な理由なく、本契約に定める相談支援を実施しない場合。
2. 事業者もしくは相談支援専門員が第11条1項から4項に定める義務に違反した場合。
3. 事業者もしくは相談支援専門員が故意または過失により、利用者もしくはその家族等の生命・
身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

第16条(事業者からの契約解除)

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することが出来ます。
1. 利用者が、故意または重大な過失により事業者または相談支援専門員の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。
2. 利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合。

第17条(苦情解決)
1. 利用者は、本契約に基づく指定特定相談支援サービス又は、指定障害児相談支援サービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることが出来ます。
2. 利用者は、本契約に基づく指定特定相談支援サービス又は、指定障害児相談サービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることも出来ますし、運営適正化委員会に苦情を申し立てることも出来ます。

第18条(協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者自立支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

利　用　者

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　印

家　　族（代理人等）

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　印

続　　柄

事　業　者

住　　所　　群馬県邑楽郡大泉町寄木戸 1070

事 業 者 名　　社会福祉法人　豊延会

代 表 者 名　　理事長　　真下　延男　印